公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年10月21日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：エルサルバドル国運転教育及びホンジュラス国道路安全促進
２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：エルサルバドル国運転教育及びホンジュラス国道路安全促進

調達管理番号：26a00761

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年10月21日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：エルサルバドル国運転教育及びホンジュラス国道路安全促進

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2027年1月　～　2028年12月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2027 年度（2028 年 2 月頃）

２）2028 年度（2028 年 6 月頃）

２．担当部署・日程等

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

社会基盤部　運輸交通グループ第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年10月27日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年10月28日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月2日　まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年11月16日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2026年11月26日　まで
7	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

3．　競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

1）消極的資格制限

2）積極的資格要件

3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規

定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/QP2jW3Rdsg

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６． プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00761_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議し設定した案件の**目標、成果、主な活動に対して**、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	エルサルバドルの関係者を対象とした本邦招へいの具体的な方針（視察・協議先の候補および選定理由等）	第３条２.（４）③
2	エルサルバドルにおける教習所・試験場の能力強化（パイロット実施含む）の具体的な実施方法	第４条２.（１）②
3	ホンジュラスにおける収集された事故データを基にした事故分析及び対策立案の能力向上に向けた具体的な方法	第４条２.（１）④

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
  ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、業務目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙１「案件概要表」のとおり。

別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）実施方針（エルサルバドル）

エルサルバドルにおいては、本業務のカウンターパート（C/P）である公共事業・運輸省運輸副省（Vice Ministry of Transport、以下「VMT」）が、2030年までに交通事故死傷者数を半減することを目標に、カメラやセンサーを活用した交通モニタリング及び交通違反取締体制の整備を進めるとともに、交通事故被害者支援基金（FONAT）と連携して交通事故データの収集・分析・公表を推進している。

一方、交通事故による死傷者数は依然として高い水準にあり、人口10万人当たりの交通事故死亡者数は約20人と中米地域でも特に高い。

こうした背景には①二輪車（バイク）の急速な普及、②無免許運転の蔓延（購入時に免許提示不要）、③自動車教習の内容・質が統一されていないこと、④免許取得・更新が比較的容易であり教習所に通うインセンティブが働きづらいこと、等の複合的な要因があると考えられる。特に、バイク購入時に免許提示が求められていないことが地方部の若年層を中心とした交通事故死傷者数増加の一因となっている可能性がある。

さらに、VMTが定める教習カリキュラムについても、法定の講習時間が学科4時間、実技18時間と短いほか、免許取得時の学科試験はあらかじめ定められた100問の問題群から数十問が出題される形式であり解答の暗記が容易である等、運転に必要な知識の定着を十分に確認できていない可能性があることから、改善の余地がある。

運転免許の更新についても、所定の手数料を支払った上で写真撮影を行えば可能であり、免許保有者の運転能力や最新の交通法規に関する知識を定期的に確認・維持・更新する仕組みが十分ではない。

上記を踏まえ、本業務ではエルサルバドルにおいて、運転免許制度の改善に係る提言を行うとともに、自動車教習所の教育・訓練の質向上支援を行う。

（２）実施方針（ホンジュラス）

① 交通事故データの収集・管理・活用体制の強化

ホンジュラス国家警察は、交通事故を含む犯罪・事故情報のデータベースシステムであるSEPOLを運用している。同システムには交通事故に関する67項目の情報を入力することが可能であり、大半の交通事故データが集約されているほか、GISとの連

携機能も備えている。

一方で、SEPOLは収集した事故情報を手作業で事後登録する方式であり、データ収集の効率性に課題がある。また交通事故以外の犯罪情報も含めて管理するシステムであることから、交通安全分野に特化した分析機能は十分ではない。

このため、蓄積されたデータは主として管理・保管に活用されるにとどまり、事故要因の分析やエビデンスに基づく交通安全対策の立案に十分活用されていない。加えて、交通事故データの分析を専門的に担う人員や体制も整備されていない。

なお、ホンジュラス国家警察は交通事故データに特化したデータベースシステムの構築を進めており、2027年1月頃の稼働を目指している。同システムでは、交通事故情報を現場でスマートフォン等により入力し、リアルタイムでデータベースに反映される予定であり、これまで実施できなかった事故分析への活用が期待される。

② 関係機関間の連携

ホンジュラスにおいては、国家警察（治安省）、インフラ省及び基礎自治体（本技術協力の場合はCentral District Municipality）が交通安全分野における主要な関係機関である。

インフラ省及び基礎自治体は道路管理者としての役割を担っており、インフラ省は主に一級道路及び二級道路を、基礎自治体はその他の道路を所管しており、信号機等の交通安全施設についてもそれぞれの所管道路に応じて管理を行っている。

一方で、交通安全対策に係る関係機関間の連携は十分とはいえず、道路管理や交通安全施設の整備に関する情報共有及び調整体制の強化が課題となっている。関係機関の調整組織として、治安省が事務局を務める国家交通安全協議会（National Road Safety Council）が設置されているものの、実務者レベルで継続的に連携・調整を行う体制は十分に整備されていない。

以上を踏まえ、本業務では、交通事故データの分析・活用体制の強化を図るとともに、関係機関間の実務レベルでの連携・調整体制の構築及び運営を支援し、事故多発地域における信頼性の高い事故分析に基づく交通安全対策および改善計画の策定・実施能力の向上を目指す。

（参考）ホンジュラスにおける交通事故の概況

ホンジュラスの人口10万人あたりの交通事故死者数は18.04人（2024年、ホンジュラス国家警察）であり、世界保健機関（WHO）が2023年に公表した世界平均15.0人より高い。同国では近年、二輪車の普及が急速に進んでおり、国家警察によれば、登録台数は四輪車約175.9万台に対し二輪車約179.5万台と、二輪車が四輪車を上回っている。こうした状況を背景に、二輪車が関与する交通事故も増加しており、交通

事故死亡者の約4割を二輪車利用者が占めている。このため、ホンジュラス国家警察は二輪車に係る交通安全対策や免許制度の改良が必要と認識している（例：二輪車の免許は1種類のみ）。

（３）留意事項

① 事業実施体制・事業対象地域（エルサルバドル）

事業実施体制

公共事業・運輸省運輸副省（VMT）交通総局（General Directorate of Traffic）が直接のC/Pとなる。また、独立した政府機関である交通事故被害者支援基金（FONAT）が、VMTと連携し、本業務の実施に必要な情報提供及び関係機関との調整支援を行う。

特に、FONAT傘下の交通事故統計機関であるNational Road Safety Observatory (ONASEVI)は交通事故データの主要な情報源として活用が期待される。

また、同じくFONAT傘下の国家交通安全審議会（CONASEVI）は、交通安全に関する関係機関が参画する枠組みであり、本業務で策定する提言や成果の共有・普及を行う場として活用することを想定している。

事業対象地域

本業務は、サンサルバドル首都圏を対象地域として実施する。業務の成果及び経験の他地域への展開については、活動終盤に実施するセミナー等を通じて共有するとともに、パイロット活動の成果を踏まえながら、カウンターパート主導による展開を促進する。

② 事業実施体制・事業対象地域（ホンジュラス）

事業実施体制

治安省傘下のホンジュラス国家警察が直接のC/Pとなる。国家警察は全国に約24,000名の警察官が所属しており、内2,175人が交通警察（いずれも常勤で兼務等なし）で、このうち本庁に167名が所属している。本庁所属の交通警察官の主な業務は、免許証の発行、文書管理、交通事故調査である。他方で上述の通り交通事故データはSEPOLを通じた取得・蓄積にとどまっており、事故情報の分析及び交通事故対策立案のための専属警察官は配置されていない。

国家警察に加え、上述の通りインフラ省、基礎自治体（本技術協力の場合はCentral District Municipality）についても本業務のC/Pとなる。

事業対象地域

本業務は、Central District（テグシガルパ首都圏）を対象地域として実施する。

本業務の成果・他地域への展開については、活動終盤に実施するセミナー等を通じて行うが、まずは対象地域で着実に成果が上がるよう業務を実施する。

③ エルサルバドル関係者の本邦招へい[2]

VMTは、運転免許制度及び自動車教習所制度の改善に当たり、日本の制度や交通安全対策に関する知見の活用を期待している。一方で、日本とエルサルバドルでは運転免許制度及び教習所制度が大きく異なっており、VMTが制度改革を主導するためには、エルサルバドル国内での日本の制度に関する理解醸成や合意形成が課題となることが想定される。

このため本業務では、VMTやFONAT等の事業関係者を対象とした本邦招へいを案件開始後の早期（2027年4月頃を想定）に実施する。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙３「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）成果に関する業務

① 成果１に関わる活動

成果1：エルサルバドルの運転免許制度の改善案が策定される

活動1-1：VMT及びFONAT等の関係機関からの情報収集、関係法令・規定のレビューを通じて、現行の運転免許制度に関連する制度的枠組み、法令および基準を見直し、課題を特定する。

活動1-2：活動1-1で特定した課題及び本邦招へい参加者による日本の制度・知見・経験のエルサルバドルにおける活用可能性のフィードバックを踏まえ、VMTに対して四輪車および二輪車の運転免許の取得および更新制度の改善策をC/Pと検討し、取り纏める。

活動1-3：活動1-2での改善策も踏まえ、VMTの職員を対象とした能力強化研修を実施し、運転教習所及び運転免許試験場に対する指導・研修・監督を行うために必要な知識、技能の向上を支援する。

② 成果２に関わる活動[3]

---

[2] 本邦招へいの具体的な内容について、視察先・協議先候補とその選定理由含めてプロポーザルにて提案願います。

[3] 教習所・試験場の能力強化の具体的手法（パイロット実施含む）についてプロポーザルで提案願います。

成果２:エルサルバドルの教習所・試験場の能力強化に関する方向性を策定する

活動2-1：VMT及び自動車運転教習所・運転免許試験場への訪問・ヒアリングを通じて、教習・試験の実施内容や教習カリキュラム、指導員育成及び組織運営の現状を分析・見直し、課題を特定する。

活動2-2：活動2-1の結果及び、本邦招へい参加者による日本の教習・試験制度に関する理解促進の成果を踏まえ、C/Pと協議を重ね、自動車運転教習所・運転免許試験場の組織能力の構築・強化に向けた提言・改善策を取り纏める。

活動2-3：VMTにより選定された運転教習所・運転免許試験場において、2-2で提示した提言・改善策の試行的実施（パイロット実施）を支援する。試行結果を評価の上、今後の展開に向けた課題及び改善点をC/Pとともに整理する。

③ 成果３に関わる活動

成果3：ホンジュラスの交通事故データの収集、管理及び活用のための仕組みが強化される

活動3-1：国家警察及び関係機関に対するヒアリング、既存データベース（SEPOL）の確認を通じて、交通事故データの収集・管理・活用状況をレビューし、課題を特定する。

活動3-2：活動3-1で特定された課題を踏まえ、交通事故データを活用した事故分析及び交通安全対策立案能力の強化策をC/Pとともに検討し、取り纏める。具体的には、事故データの集計・分析手法、事故多発地点の抽出方法、分析結果に基づく対策立案等について技術指導及び研修を実施するとともに、体制面を含む改善策を提言する。

④ 成果４に関わる活動

成果4：ホンジュラスの交通事故多発地域における道路対策の特定及び計画策定に係る技術的能力が強化される

活動4-1：関係機関へのヒアリング、現地踏査及び既存資料の分析を通じて、道路交通安全の観点から現行の道路対策を評価する。

活動4-2 道路交通安全に関する組織間調整委員会の設置を支援するとともに、関係者の責務及び権限を明確化する。

活動4-3 事故データ、道路構造、交通状況の分析及び利用者からのヒアリングに基づき、高リスク及び事故多発地点を特定する。

活動4-4 活動4-3で特定した高リスク及び事故多発地点において道路安全監査を実施し、「道路安全監査マニュアル」をC/Pと作成する[4]。

活動4-5 活動4-3で特定した地点において、活動4-4で作成した「道路安全監査マニュアル」を活用し、具体的な安全対策を実施する。

活動4-6 将来の道路改善に資するため、道路安全の観点から設計上の考慮事項、交通基準及び道路安全施設に関する提言を行う。

活動4-7 業務で得られた知識及び経験を、組織間調整委員会、セミナー等を通じて関係機関と共有し、成果の普及を図る。

（2）本邦招へい

本業務では、本邦招へいを実施する。

本邦招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・内容	日本における運転免許の取得・更新制度、自動車教習所制度及び交通事故死亡者数の削減に向けた取組について理解を深めるとともに、自国の制度・運用との比較を通じて課題を整理し、交通事故死亡者数の削減に向けて活用可能な日本の知見・経験に対する理解を深めることを目的とする。
実施回数	合計1回
対象者	エルサルバドル国の事業関係者（VMT、FONAT等）
参加者数	約4名/回（準高級2名、一般2名）
研修日数	約7日（移動日を含む）/回

（3）セミナー

想定規模は以下のとおり。

目的・内容	業務の成果・経験を広報するとともに、運転免許制度の改善及び教習能力強化の他地域への展開に向けた提言を関係者に共有する。
実施回数	合計１回

[4] ホンジュラスにおける収集された事故データを基にした事故分析及び対策立案の能力向上に向けた具体的な方法についてプロポーザルにて提案願います。

対象者	エルサルバドル国の事業関係者（VMT,FONAT、運転免許試験場等）
参加者数	約３０名/回
日数	約１日/回
実施場所	サンサルバドル市
実施形態	対面

目的・内容	業務の成果・経験を広報するとともに、成果普及のための提言を関係者に普及する。
実施回数	合計１回
対象者	ホンジュラス国の事業関係者（ホンジュラス国家警察、インフラ省及び基礎自治体等）
参加者数	約３０名/回
日数	約１日/回
実施場所	テグシガルパ首都圏
実施形態	対面

（４）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行

った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第５条　報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	―
ワーク・プラン	第一回渡航前	西語・英語	電子データ	―

活動結果報告書	各現地活動終了時から起算して10営業日以内	日本語	電子データ	―
専門家業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語・西語	製本	各2部
			CD-R	各1部
			電子データ	

- 専門家業務完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（2）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① 業務の概要（背景・経緯・目的）
② 業務実施の基本方針
③ 業務実施の具体的方法
④ 業務実施体制
⑤ 業務フローチャート
⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑦ 要員計画
⑧ 先方実施機関便宜供与事項
⑨ その他必要事項

（3）専門家業務完了報告書及び活動結果報告書

① 業務の概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容
③ 活動の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ 目標の達成度

⑤ 活動終了後の成果展開に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)業務フローチャート

(イ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料

(ウ)要員計画（最終版）

(エ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(オ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する資料があれば、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題

（2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

（3）詳細活動計画（WBS 等の活用）

（4）活動に関する写真

第６条　再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ホンジュラスにおける道路交通安全調査（事故多発地域特定）	ホンジュラスにおける道路安全・交通状況に関するアンケート調査の実施	1回（サンプルサイズ：400 程度）	定額計上
2	エルサルバドルにおけるパ	受注者が作成するカリキュラムを基にした教習用教材（冊	50部	定額計上

	イロット事業で使用する教習用教材作成	子）の作成		

第７条　機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	エルサルバドルでのパイロット事業用機材	プロジェクター、スクリーン、安全教育教材（VR機材、e-learning用タブレット教材等）	1式	事業用物品	定額計上
2	ホンジュラスでの道路安全対策機材	アルコール検知器、カーブミラー、速度取り締まりカメラ	1式	事業用物品	定額計上

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

案件概要表

１．案件名

国　名：エルサルバドル共和国（エルサルバドル）、ホンジュラス共和国（ホンジュラス）

案件名：

エルサルバドル

（和名）運転教育

（英名）Driving Education

ホンジュラス

（和名）道路安全促進

（英名）Road Safety Promotion

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における運輸セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

エルサルバドル及びホンジュラスの2か国（以下、「対象2か国」という。）では、交通事故による人的・経済的損失が深刻な社会課題となっている。

エルサルバドルの交通事故統計機関であるNational Road Safety Observatory（ONASEVI）によれば、2025年には同国で22,265件の交通事故が発生し、1,238人が死亡した。人口10万人あたりの交通事故死亡者数は20.53人に達しており、WHOが2023年に公表した「Global Status Report on Road Safety 2023」に掲載された各国の推計値と比較しても、中米地域で最も高い水準にある（参考：WHO推計による世界平均15.0人）。ホンジュラスにおいても、同国国家警察によれば2024年に1,785人が交通事故により死亡し、人口10万人当たりの死亡者数は18.04人に達した。

こうした状況を受け、対象2か国はそれぞれ交通事故削減及び道路安全向上を政府の重点課題として位置付け、各種対策を進めている。

しかしながら、二輪車利用の急拡大等に対して、交通安全及び運転者教育に関する制度や体制整備が追い付いておらず、交通事故による死者数は依然として高い水準で推移している。エルサルバドルでは2026年1～8月期の交通事故死者数が907人となり、前年同期（738人）から増加しているほか、ホンジュラスにおいても2025年の交通事故死者数は1,894人（2024年：1,785人）に達している。

対象2か国における課題詳細は以下のとおり。

【2か国共通の課題：交通安全対策に必要な制度・人材・組織能力の向上・強化】

- 二輪車の急速な利用拡大に対し、免許制度、運転者教育、および交通事故データの分析を踏まえた対策等の整備が十分に追い付いておらず、自動車死亡事故が増加。両国とも二輪車利用者が関連する交通事故死者数が全体の約 4 割を占める。

【エルサルバドルの重点課題：運転者教育の機会および質の確保】

- 二輪車無免許運転の蔓延（公共事業・運輸省運輸副省によれば二輪運転者の推計53%が無免許運転）。
- 自動車教習の内容及び質が統一されておらず、安全運転に必要な知識及び技能が不足（二輪車においては実技講習・試験が義務付けられていない）。
- 免許取得及び更新が容易であり、教習所への通所および交通ルール学習を促すインセンティブが不足。

【ホンジュラスの重点課題：交通事故データベースの分析および活用】
・ ホンジュラス国家警察が交通事故を含む犯罪統計データベースである SEPOL を運用しているが、事故データの入力が手作業であり、収集及び管理が非効率。
・ SEPOL は交通事故以外の犯罪情報も扱うシステムであり、交通安全分野に特化した分析機能が不十分。
・ 収集されたデータは蓄積にとどまり、専任分析担当者が配置されておらず、事故分析に基づく交通安全対策の立案や道路改善計画の策定に至っていない。

かかる状況下、日本の知見・経験を活かした交通安全に係る制度整備、人材育成及び組織能力強化を通じた持続的な交通安全マネジメント体制の構築が求められており、エルサルバドル政府より「運転教育」が、ホンジュラス政府より「道路安全促進」が要請された。

本事業は、エルサルバドルにおいて運転免許制度の改善提案および教習所・運転免許試験場の質向上支援を行い、またホンジュラスにおいて交通事故データの収集・管理・活用体制を強化させるとともに、事故多発地域における信頼性の高い事故分析に基づく対策および改善計画策定能力を向上させ、もって対象2か国における交通事故の持続的削減及び道路安全向上に資するものである。

（２）運輸セクター／中米地域に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国はエルサルバドルに対する国別開発協力方針（2025年4月）において、「経済の活性化と雇用拡大」および「包摂的な開発の促進」を重点分野とし、経済社会インフラの強化や市民生活の安全確保を支援するとしている。また、JICA国別分析ペーパー（2023年3月）は、運輸交通分野を経済開発の重要課題に位置付けている。本事業は、運転者教育及び運転免許制度の改善を通じ、安全な交通環境の整備と持続的な経済社会発展に貢献するものである。

ホンジュラスに対する国別開発協力方針（2021年6月）では、「地方活性化施策を中核とした持続的な社会経済開発への支援」を基本方針とし、社会経済基盤の強化を重視し、またJICA国別分析ペーパー（2020年3月）において、道路等の基盤インフラの整備を通じた安定した物流の確保を支援するとしており、安定した物流確保のために不可欠となる道路安全の向上を図る本事業は同方針に合致する。

さらに、本事業はJICAグローバル・アジェンダ「運輸交通」の道路交通安全クラスター「JICAが協力する主な対象国において道路交通事故死者数を限りなくゼロに近づける」及びSDGsターゲット3.6「道路交通事故による死傷者数の半減」の達成に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

【エルサルバドル】

米州開発銀行が都市交通・移動システム支援プログラムを実施（2025年～、60百万米ドル）。また世界銀行が交通事故の位置情報分析、道路設計基準更新等を目的にレジリエンスな交通及びインフラプログラムを実施（2025年～、150百万米ドル）。

【ホンジュラス】

特になし。

３．事業概要

（１） 対象サイト／対象地域名

エルサルバドル：サンサルバドル市
ホンジュラス：テグシガルパ首都圏（Central District）

（２） 事業実施期間

2027年1月～2028年12月を予定（計24カ月）

（３） 事業実施体制

エルサルバドル：公共事業・運輸省運輸副省交通局、交通事故被害者支援基金（FONAT）

ホンジュラス：治安省、ホンジュラス国家警察、インフラ・運輸交通省、テグシガルパ首都圏（Central District Municipality）

４．事業の枠組み

（１） 成果

成果1：エルサルバドルの運転免許制度の改善案が策定される。
成果2：エルサルバドルの教習所・試験場の能力強化に関する方向性を策定する。
成果3：ホンジュラスの交通事故データの収集、管理及び活用のための仕組みが強化される。
成果4：ホンジュラスの交通事故多発地域における道路対策の特定及び計画策定に係る技術的能力が強化される。

（２） 主な活動

成果1.
1.1現行の運転免許制度に関連する制度的枠組み、法令および基準を見直し、課題を特定する。
1.2四輪車および二輪車の運転免許の取得および更新制度に関して、運輸副省交通局に対して提言および改善策を提示する。
1.3運輸副省交通局の職員を対象とした能力強化研修を実施し、運転教習所および運転免許試験場に対する指導・研修を行うために必要な知識、技能を習得できるよう支援する。

成果2.
2.1自動車運転教習所・運転免許試験場の現状を分析・見直し、課題を特定する。
2.2自動車運転教習所・運転免許試験場の組織能力の構築・強化に向けた提言・改善策を提示する。
2.3運輸副省交通局により選定された運転教習所・運転免許試験場において、2.2で提示した提言・改善策の試行的実施（パイロット実施）を支援する。

成果3.
3.1交通事故データの収集、管理及び活用状況のレビューを実施する。
3.2交通事故多発地域における交通安全対策の特定および策定に関する技術能力が強化される。

成果4.
4.1 道路交通安全の観点から現行の道路対策を評価する。
4.2 道路交通安全に関する組織間調整委員会の設置後、関係者の責務及び権限を明確化する。

4.3 事故データ、道路構造、交通状況及び利用者の意見に基づき、高リスク及び事故多発地域を特定する。
4.4 特定地域において道路安全監査を実施し、「道路安全監査マニュアル」を作成する。
4.5 上記4.3で特定された地域において、具体的な安全対策を実施する。
4.6 将来の道路改善に資するため、道路安全の観点から設計上の考慮事項、交通基準及び道路安全施設に関する提言を行う。
4.7 活動で得られた知識及び経験を、ホンジュラスの関係機関・関係者と共有する。

以上

別紙２

共通留意事項

１．必須項目

（１）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って主体的に活動を実施し、C/P 自らが活動を管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、活動終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（２）業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、業務活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する。
- 発注者はこれら提言について、遅滞なく検討し必要な対応を行う。

（３）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に努める。

（４）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去の協力や各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（5）根拠ある評価の実施

- 案件の成果検証・モニタリング及び案件内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

別紙３

共通業務内容

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

２．成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成

- 受注者は、成果の進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、成果達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- 業務実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

３．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

４．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は活動結果、成果の達成度、今後に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：交通安全に関する各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙４　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】対象国及び類似地域：エルサルバドル、ホンジュラス及び全世界

② 語学能力：英語または西語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2027年1月より業務を開始し、2028年12月の終了を予定しています（約24か月）

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途　約29.75　人月

目安として、エルサルバドル18.83人月、ホンジュラス10.92人月

本邦招へいに関する業務人月1.75を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

２） 渡航回数の目途　延べ23回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。また、両国を一回の渡航でまとめて回る等、効率的な要員計画をご提案ください。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ホンジュラスにおける道路交通安全調査（事故多発地域特定）
- エルサルバドルにおけるパイロット事業で使用する教習用教材（冊子）作成

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 本業務のエルサルバドルおよびホンジュラス実施機関との合意文書（Minutes of Meeting）

２）公開資料

- JICA グローバルアジェンダ運輸交通「交通安全」クラスター https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/__icsFiles/afieldfile/2024/04/23/cluster240423.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔スペイン語）	無 C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言

		語はスペイン語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所および JICA ホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（1）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外と

しますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

205,220,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上が指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（17,652,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載くださ

い。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	エルサルバドルでのパイロット事業で使用する機材	第２章　特記仕様書案第４条. 業務の内容２．（１）②	2,000,000円	プロジェクター、スクリーン、安全教育教材（VR機材、e-learning用タブレット教材等）	機材費
2	ホンジュラスでの道路安全対策機材	第２章　特記仕様書案第４条. 業務の内容２．（１）④	4,000,000円	アルコール検知器、カーブミラー、速度取り締まり用カメラ等	機材費
3	ホンジュラスにおける道路交通安全調査（事故多発地域特定）	第２章　特記仕様書案第４条2(1)② 活動4-3	4,000,000円	アンケート調査1回（サンプルサイズ：400程度）	再委託
4	エルサルバドルにおけるパイロット事業で使用する教習用教材作成費	第２章　特記仕様書第4条　2（1)④活動2-3	1,000,000円	教習用教材50部	再委託
5	本邦招へいにかかる経費	第２章　特記仕様書案第４条. 業務	6,652,000円	報酬(事前業務(3号　0.4人月及び5号1人月で想定、	報酬 国内業務費

		の内容２．（２）		提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.35人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可））、直接経費(1,147,700円)	

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙４：プロポーザル評価配点表

別紙４

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**

以　上